

昭島市雨水貯留槽設置助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、雨水貯留槽を設置する者に対して、その購入費用の一部を助成することにより、雨水貯留槽の設置促進を図り、雨水の有効利用と節水活動の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「雨水貯留槽」とは散水や防火用水等に利用するため、雨どいに接続して雨どいから排除される雨水を貯留するための容器をいう。

(助成の対象者)

第3条 この要綱による助成は、昭島市の区域内に建物を所有又は使用する個人で雨水貯留槽を購入し昭島市の区域内の建物に設置するもので、納期の到来している市税及び国民健康保険税を完納している者を対象とする。

(助成金の交付額)

第4条 この要綱による雨水貯留槽設置助成金（以下「助成金」という。）の交付額は、雨水貯留槽の購入金額の3分の2に相当する金額とする。この場合において、助成金の交付額が35,000円を超える場合には35,000円とし、10円未満の端数を生じるときは、切り捨てるものとする。

2 助成金は毎年度予算の範囲内とし、予算額を超えて交付することができない。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、昭島市雨水貯留槽設置助成金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、申請内容を審査して助成金交付の可否を決定し、昭島市雨水貯留槽設置助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知しなければならない。

(設置の完了報告)

第7条 前条の交付決定を受けた者は、雨水貯留槽設置が完了した

ときは昭島市雨水貯留槽設置完了報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 領収書、購入店名、購入年月日及び購入金額を確認することができる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による昭島市雨水貯留槽設置完了報告書の提出を受けたときは、雨水貯留槽の設置について検査を行うことができる。

(助成金の請求)

第8条 雨水貯留槽設置完了報告書を提出した者は、昭島市雨水貯留槽設置助成金交付請求書（第4号様式）を市長に提出して助成金を請求するものとする。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条の請求書が提出されたときは、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の全部又は一部を変換させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたことが判明した場合

(2) この要綱が定める目的以外の用途に雨水貯留槽を使用している場合

(貯留槽の管理)

第11条 助成金の交付を受けた者は、当該貯留槽を良好な状態で管理し、雨水利用の推進に努めなければならない。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成13年5月1日から実施し、平成13年4月1日（以下「適用日」という。）以降に雨水貯留槽を購入した者について適用する。

(経過措置)

2 適用日から平成13年4月30日までの間に雨水貯留槽を購入し、かつ、当該雨水貯留槽の設置工事を完了した者については、第5条中「雨水貯留槽の設置工事が完了した日から14日以内」を「平成13年5月16日まで」に読み替えて適用する。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。